

鏡野町長選挙・鏡野町議会議員選挙

投票日：令和3年3月28日(日)

【主要日程】

■告示日：3月23日(火)

■立候補予定者説明会

日時：3月9日(火) 午後1時30分から

場所：ペスタロッツ館 夢ホール

■立候補の届出

日時：3月23日(火) 午前8時30分から午後5時まで

場所：鏡野町立中央公民館 大集会室

■投票日：3月28日(日) 午前7時から午後6時まで

■場 所：町内の18投票所

公職選挙法の一部改正による選挙公営制度及び供託金制度について

公職選挙法の一部改正に伴い、鏡野町では令和2年12月議会で条例を制定し、選挙運動費用の一部を町が負担することとなりました。(公費負担することを選挙公営制度といいます。)

これは、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、一定の範囲で公費負担する制度で、導入されるものは、(1) 選挙運動用自動車の使用、(2) 選挙運動用ビラの作成、(3) 選挙運動用ポスターの作成です。

また、町村議会議員選挙においても、供託金制度が導入されました。

<鏡野町の選挙公営と供託金>

選挙区分		選挙公営の有無			供託金額
		選挙運動用自動車	選挙運動用ビラ	選挙運動用ポスター	
町長選挙	改正前	×	×	×	50万円
	改正後	○	○	○	
町議会議員選挙	改正前	×	頒布不可	×	なし
	改正後	○	頒布解禁 (公営対象)	○	15万円 (供託金導入)

※候補者の得票数が一定数(「供託物没収点」という。)に達しない場合、供託金は没収となり、公費負担の対象とならず、候補者の全額負担となります。

【供託物没収点】

- ・町長選挙の供託物没収点＝有効投票総数÷10
- ・町議会議員選挙の供託物没収点＝有効投票総数÷議員定数(15人)÷10